

## 鳥取県LED照明器具への買換え応援事業補助金実施要領

### (趣旨)

第1条 この実施要領は、鳥取県LED照明器具への買換え応援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条に掲げる間接補助事業の交付等を行う事務局の事務等に関して交付要綱によるほか、必要な細目等を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この実施要領における用語は、要綱に定める定義のほか、以下のとおり。

この実施要領において、「事務局」とは、鳥取県LED照明器具への買換え応援事業補助金の交付決定を受けた間接補助事業に係る事務手続等を行う執行団体をいう。

### (間接補助事業の実施体制)

第3条 事務局は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- (1) 間接補助事業の周知・広報（ホームページ、チラシ等）
- (2) オンライン申請等のシステム構築
- (3) 間接補助事業に対する登録販売店及び対象者からの問合せ等への対応
- (4) 間接補助金の交付申請書の受付、審査、交付決定と実績確認、及び間接補助金の支払い
- (5) その他事業の推進に必要な事項（プライバシーポリシーの作成・公表等）

### (販売店舗の登録)

第4条 登録販売店への登録を希望する店舗は、以下の要件をいずれも満たし、鳥取県LED照明器具への買換え応援補助事業に係る販売店舗登録・変更申請書（様式第1号）を事務局に提出することとする。

- (1) 要綱第2条第4項及び第6条の要件を満たす対象製品を販売していること
  - (2) 県内に実店舗を有する販売店であること
- 2 事務局は様式第1号の提出を受けた際は、記載内容等を確認し、不備等が認められなければ速やかに申請者に登録通知を送付するものとする。
- 3 第1項の要件及び登録事項に変更があった場合も同様に速やかに変更を届け出ること。

### (共同実施規約)

第5条 間接補助事業を共同で実施しようとする対象者と登録販売店は、鳥取県LED照明器具への買換え応援補助事業共同実施規約（様式第2号。以下「共同実施規約」という。）に同意することとする。

- 2 登録販売店は、対象者に共同実施規約の内容等について説明し、同意を得ることとする。

### (対象製品)

第6条 対象製品は、要綱第2条第4項の規定のほか、次の各号の要件を全て満たす製品であることとする（以下「対象製品」という。）。

- (1) 商用化され、導入実績があること。また中古製品でないこと

- (2) シーリングライト、ペンダントライト、ブラケットライト、ダウンライト、スポットライトなど、通常の使用形態が住居内に固定して使用するLED照明器具であること
- (3) LED電球ではないこと

(交付申請及び実績報告の時期等)

第7条 対象者との共同実施規約に基づいて間接補助事業を実施し、両者を代表して間接補助金の申請を行う登録販売店は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、鳥取県LED照明器具への買換え応援補助事業に係る補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号。以下「申請書」という。）による申請を共同実施規約の写し、その他の書類を添えて、補助事業を行った日（完了の日）から30日を経過する日と令和9年1月31日のいずれか早い日までに行うこと。

2 1の交付申請は販売期間内に対象者一世帯につき1回限りとする。

(交付の決定及び交付額の確定等)

第8条 事務局は、申請書の提出を受けたときは当該書類等を審査し、間接補助金を交付することが適当であると認めるときは、規則第6条の規定による交付決定及び、規則第18条第1項の規定による交付額の確定を併せて行うこと（以下「交付決定等」という。）とし、その交付決定等を申請書を受付けた日から原則2週間以内に行うものとする。

2 事務局は、前項の交付決定等をしたときは、申請者に対し、鳥取県LED照明器具への買換え応援補助事業に係る補助金の交付決定及び交付額確定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

3 事務局は第1項の審査により、補助金を交付することが適当でないとき認めるときは、補助金を交付しない旨及びその理由を通知するものとする（様式第5号）。

4 また事務局は、規則第6条の2の各号のいずれかに該当する場合は交付を決定しないものとする。

(間接補助金の算定と交付)

第9条 間接補助金の交付額は、対象者が登録販売店で購入する対象製品の価格に応じ、その上限額は10,000円であること。

2 交付額の算定にあたっては、下表の対象製品価格に対する補助額に沿って、1対象製品ごとに補助額を算出し、合算して補助金の交付額を算定すること。なお、対象製品の価格は、税抜きとする。

対象製品ごとの価格に対する補助額

対象製品の価格 (税抜)	補助額 (定額)
2,000円から3,999円	1,000円
4,000円から5,999円	2,000円
6,000円から7,999円	3,000円
8,000円から9,999円	4,000円
10,000円から11,999円	5,000円

12,000 円から 13,999 円	6,000 円
14,000 円から 15,999 円	7,000 円
16,000 円から 17,999 円	8,000 円
18,000 円から 19,999 円	9,000 円
20,000 円以上	10,000 円

3 事務局は、原則、前条第2項の交付決定を行った日が属する月の翌月を目途に申請者に補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取り消し)

第10条 事務局は、第8条第1項の規定による交付決定の後、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき
- (2) 規則第6条の2の各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (3) その他補助金の交付決定の内容、その他法令又はこの要綱に基づく処分若しくは指示に違反したとき

2 前項の規定は、補助金の額を確定し、又は支払いを行った後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第11条 事務局は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金等を支払っているときは、期限を定めて、その部分について支払った額を返還させる旨の通知を行うものとする。

2 事務局は様式第4号による通知を行った場合において、当該交付額確定通知に係る額を超える補助金等を既に支払っているときは、期限を定めて、その超える額を返還させる旨の通知を行うものとする。

(その他)

第12条 補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細については、県知事に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

2 対象者及び登録販売店は、間接補助金に係る経理について明らかにする帳簿を作成し、交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存するものとする。

附 則

この実施要領は、令和8年3月10日から施行する。